

Ⅱ. 日本電気技術規格委員会の活動

JESC 事務局

日本電気技術規格委員会は、電気工作物の保安、公衆の安全及び電気関連事業の一層の効率化に資することを目的に、電気工作物の保安に係る民間規格を審議・承認すると共に、国に技術基準の解釈への引用を要請し、また、省令及び解釈の改正を要請するなどの活動を行う公正、透明な中立機関として平成9年6月30日に発足し、平成19年7月1日で10年が過ぎました。

以下に、今までの活動の状況及び委員会体制の変革について記載します。

1. 活動の状況

日本電気技術規格委員会は平成19年6月5日の第46回委員会までの間に、114件の案件を審議・承認しました。平成18年度までの実績と平成19年度の審議予定件数を図-1に示します。

審議した案件の内訳では、図-2に示すように、49件は民間が自主的に制定・運用する民間自主規格です。また、44件が国の技術基準の解釈への引用を要請するために策定した引用規格で、残り21件が省令又は解釈の改正を要請する規格です。図-3に示す専門部会別の分類では、配電専門部会、火力専門部会及び送電専門部会の案件が多くなっていることがわかります。

国に引用を要請した案件及び改正を要請した案件数の累積は、図-4に示すように65件に及び、これらの内、平成19年7月時点で、51件については省令又は解釈に反映されました。

具体的な民間規格、引用規格及び改正要請のリストは、「Ⅳ.日本電気技術規格委員会で審議・承認した規格・改正要請リスト」として掲載しているとおりですが、これまでの活動により電気保安

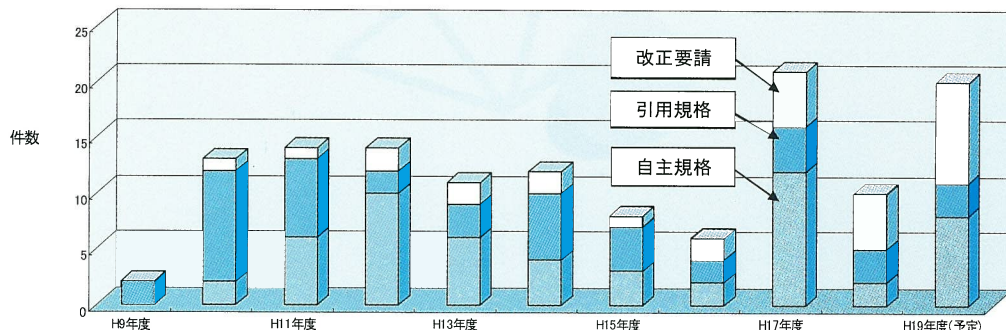


図-1 委員会での審議・承認件数

及び電気関連事業の効率化に対して大いに貢献できたと考えています。また、技術革新が急な中で、今後は最新の知見の反映及び電気保安に寄与する規格の策定や改定などの活動を、より一層進めることが重要と考えています。

2. 委員会体制の変革

日本電気技術規格委員会は、下部組織に電気設備学会、水門鉄管協会、発電設備技術検査協会及び日本電気協会が事務局を務める14専門部会を

有しますが、これらの団体からは独立した委員会として組織されています。したがって、各専門部会以外からの審議要請に対しても、公平・中立の立場から審議を行う体制としています。その例としては、日本機械学会及び石油連盟からの案件を審議・承認しています。

委員会は、平成9年の設立時、26名の委員と39団体の協力を得て発足しました。この39団体の内、26団体から分担金を頂き財政基盤としていました。

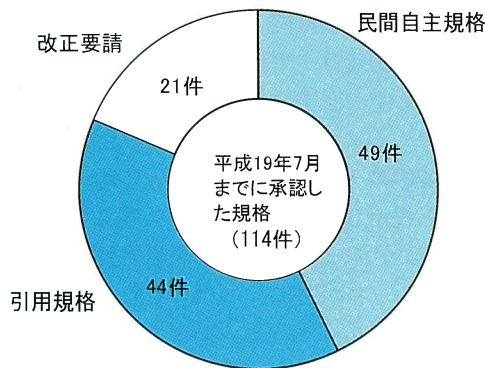


図-2 審議・承認した規格分類

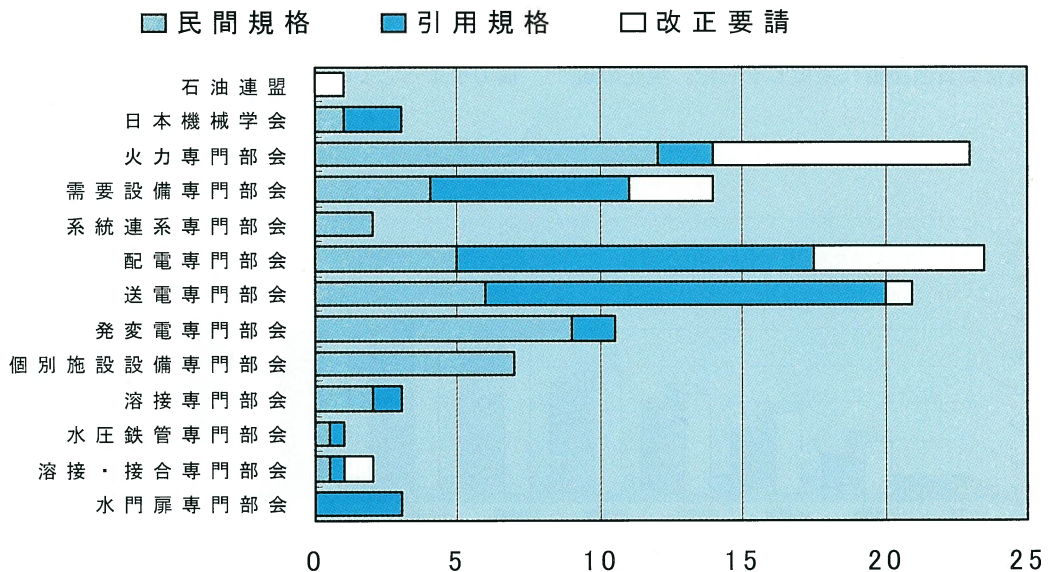


図-3 審議・承認した規格の専門部会別分類

また、委員会を支える組織として、設立当初は協力団体で構成される事務局会議、関係事務局会議及び、分担金を負担する団体等の委員で構成する財務委員会を設置していました。このうち事務局会議は委員会の運営について審議し、関係事務局会議は委員会で審議する案件について利害関係団体の立場から技術的内容を審議するものです。

その後、平成15年5月に経済産業省から、民間規格の活用と品質向上を図るため、総合資源エネルギー調査会/原子力安全・保安部会/電力安全小委員会の報告が出されました。その中で、国の技術基準への適合確認を行う民間規格評価機関の活用方針が打ち出されました。それを受けて平成16年7月に民間規格評価機関の要件が原子力安全・保安院から提示されました。

日本電気技術規格委員会では、審議の一層の資質向上を図るため、経済産業省から提示された民間規格評価機関の要件を満足するように、平成16年度に規約の基本的な改正を行い、わが国における民間規格評価機関としての役割を担っていくことを明示しました。

また、平成17年には、委員会としての条件整備及び合理的な運営を行うために、委員会を支える事務局会議、関係事務局会議、財務委員会を統合して運営会議に改組し、委員会の名称も日本電気技術規格委員会機構に変更しました。現在の組

織構成は図-5に示すようになってきました。この図-5の運営会議の下で技術会議は、各専門部会等から提出の案件に対し、技術的論点を明確化し、委員会での審議を助けるものです。

委員会を支える団体は、10年の間の社会情勢の変化等により増減があり、現在38団体となっています。また、分担金を負担いただいている団体も24団体となっています。

なお、原子力発電分野の民間規格・基準については、当初、この委員会で審議する構想もありましたが、委員会設立当時、原子力発電分野の技術基準は性能規定化がなされておらず、他の分野のように民間規格を法令で引用される環境にはありませんでした。その後、総合資源エネルギー調査会/原子力安全・保安部会/原子炉安全小委員会の報告に基づき、国の方針として非原子力分野とは異なる取り扱いになったことから、日本電気技術規格委員会では原子力発電関係の民間規格は別扱いとして、必要に応じて対応を図ることとしています。

事務局としましては、今後とも、中立、公正、透明を原則とし、審議の一層の資質向上を目指すために、社会の状況に合わせ、関係者の合意を得ながら、委員会の体制又は運営方法を見直して行く必要があると考えていますので、関係各位のご協力をよろしくお願いいたします。

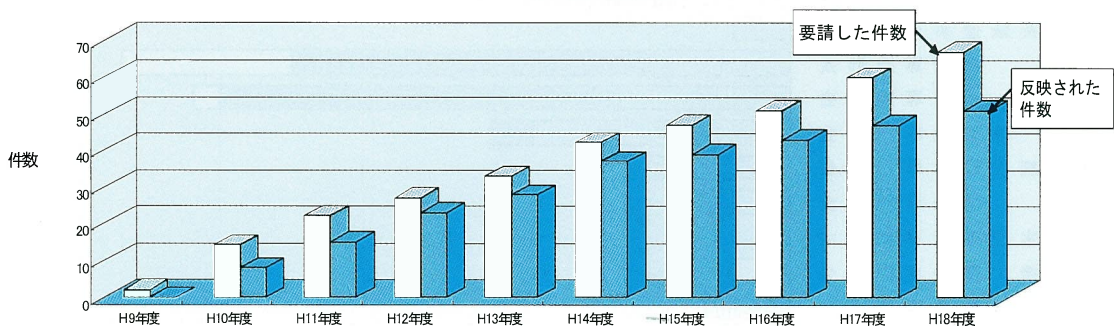


図-4 国に引用又は改正を要請した累積件数と反映された件数